

南海トラフ沿いで異常な現象が観測
された場合の当面の対応について

南アルプス市防災会議

平成30年5月

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について

このことについて、国の南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、次のとおりとする。

1 背景

- 地震予知情報に基づく警戒宣言の発令後に、緊急的な対応を的確に実施することで被害を軽減する仕組みを主要な事項とする、大規模地震対策特別措置法が昭和53年に施行された。
- しかし、平成25年9月に中央防災会議の「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」がとりまとめた報告において、「現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい」とされた。
- その一方で、南海トラフ沿いにおける観測網の充実により、地震に関する様々な異常な現象を捉えることも可能になってきた。
- 平成29年9月に中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキング・グループ」がとりまとめた、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応の在り方についての報告書は、地震予知を前提にしている大震法に基づく防災対応について、そのあり方を検討した上で、各地域における津波避難対策、建物の耐震化や事業者等の取り組み状況等を踏まえ、地震学の現在の知見を前提として、想定した状況においてどのような防災対応をとることが適切か、国、地方公共団体、関係事業者等において、今後具体的な検討が推進されるよう、その基本的な方向性についてとりまとめている。
- この中では、異常な現象時に速やかに防災対応を実施するためには、南海トラフ沿いの観測データの分析・評価結果を防災対応に活かせるような適時的確な情報の発表が重要であるとされ、気象庁では、平成29年11月1日から「東海地震に関連する情報」に替わる、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表するとされた。

2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行います。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

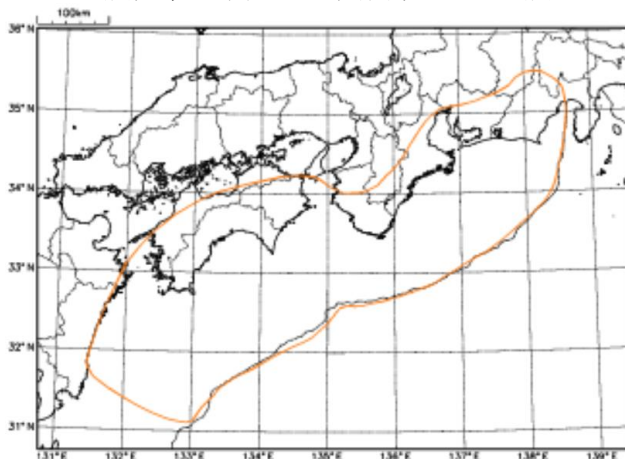
	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行いません。
- 本情報を発表しなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもあります。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象で、具体的には次のとおりです。

気象庁が調査を開始する対象となる現象
<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域内（※2）でマグニチュード7.0以上の地震が発生 想定震源域内（※2）でマグニチュード6.0以上の(或いは震度5弱以上を観測した)地震が発生し、ひずみ計（※3）で当該地震に対応するステップ状の変化(※4)以外の特異な変化を観測 1カ所以上のひずみ計（※3）で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計（※3）で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域（※2）内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※2：想定震源域：下図に示す南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）



※3：ひずみ計：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用。

※4：ステップ状の変化：地震発生時に通常観測される段差的な変化

3 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の防災体制について

(1) 南海トラフ地震想定震源域内でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合

情報	体制
<p>南海トラフの東側だけで大規模地震（M8クラス）が発生した場合</p> <p>①地震に関する評価検討会実施 ②地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まった</p>	<p>◇市内で震度6弱以上の地震を観測 ⇒災害対策本部配備体制（第3配備）</p> <p>◇市内で震度5弱以上の地震を観測 ⇒災害対策本部配備基準（第2配備）</p> <p>※地震の場合、第2配備と第3配備は同じ体制</p> <p>◇市内で震度4の地震を観測 ⇒災害対策本部配備基準（第1配備）</p>
<p>南海トラフ沿いでM7の地震が発生した場合</p> <p>①地震に関する評価検討会実施 ②地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まった</p>	<p>◇市内で震度5弱以上の地震を観測 ⇒災害対策本部配備基準（第2配備）</p> <p>◇市内で震度4の地震を観測 ⇒災害対策本部配備基準（第1配備）</p> <p>◇市内で震度3以下の地震を観測 ⇒地震情報、被害情報の収集</p>

(2) 南海トラフ地震想定震源域内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合

情報	体制
<p>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p>	<p>◇市内で震度5弱以上の地震を観測 ⇒災害対策本部配備基準（第2配備）</p> <p>◇市内で震度4の地震を観測 ⇒災害対策本部配備基準（第1配備）</p>
<p>観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</p>	<p>◇市内で震度3以下の地震を観測 ⇒地震情報、被害情報の収集</p>

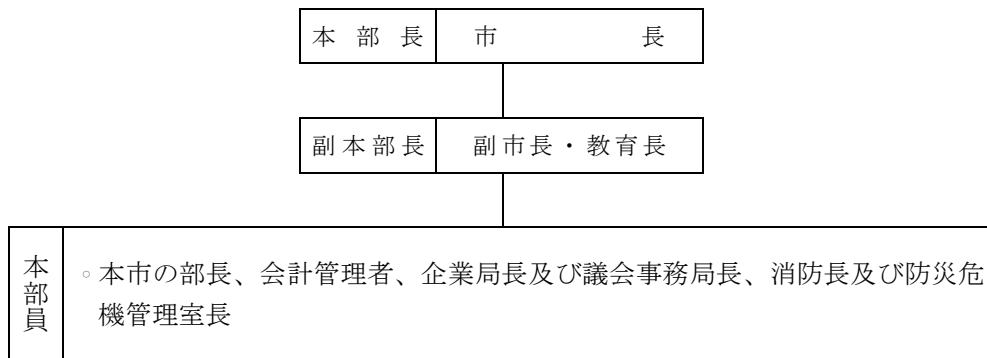
(3) 南海トラフ地震想定震源域内で地震は発生していないが、東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測している等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測、又は現象を観測した場合

情報	体制
<p>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調</p>	<p>①庁内連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認 等

査を開始した場合、または調査を継続している場合	②配備体制 【勤務時間内】通常業務 【勤務時間外】 災害対策本部配備基準（第1配備）
観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	①庁内連絡会議 ・情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ②配備体制 ・災害警戒本部体制 （※初期の体制は防災危機管理室防災担当職員と広報班とし、他の班は状況により招集する。）

(4) 警戒本部の体制

ア 編成



イ 市職員の配備

直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、勤務時間内は通常業務を継続しつつ災害応急対策の確認を行い、夜間又は休日においては、職員参集に対応できるよう準備する。

ウ 警戒本部の事務

警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- ① 情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- ② 自主防災会や、防災関係機関等への連絡体制の確認
- ③ 避難準備高齢者等避難開始又は避難勧告の発令準備
- ④ 避難のための避難所の開設準備
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客への伝達
- ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の準備
- ⑦ 救急救助のための体制確認
- ⑧ その他市内での地震防災対策の確認

4 地震発生時の体制

(1) 南アルプス市災害対策本部

ア 地震が発生したときは、前3項(1)及び(2)に応じて、災害応急対策を実施するため市災害対策本部を設置する。

イ 災害警戒本部から災害対策本部に移行するときの本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に努める。

(2) 組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、「南アルプス市地域防災計画」共通対策編第3章第1節「応急活動体制計画」に定めるところによる。

(3) 災害対策本部の事務

災害対策本部が実施する主な事務は、次のとおりである。

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難場所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受入れ
- ⑧ 自主防災会との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生への防衛、拡大防止のための措置等

5 幼児、児童生徒の保護活動

(1) 市内で地震が観測された場合

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発表の有無に関わらず、各学校、保育所（以下「学校等」という。）で定めたマニュアルに従って行動する。

(2) 市内で地震は観測されていないが、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

学校等は次の措置を講じる。

ア 通常授業（保育）とし、南海トラフ地震に係る情報収集に努める。

イ 状況により下校させる場合は、安全な場所に児童生徒等全員を地区ごとに集合し、点検確認後、幼児、児童については地区担当教職員の引率のもとに下校させる。

ウ 留守家族児童生徒等は、学校等において保護し、保護者の来校を待って引き渡す。

エ 登・下校中の地震の発生に備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発表時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

オ 授業（保育）終了後に同情報（臨時）が発表された場合、学校等は情報収集に努めるとともに、保護者との連絡体制を確保し、翌日からの授業（保育）は状況に変化がなければ、通常通り行う。

なお、学校行事は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価されるまでの間、可能ならば中止する。